○農林水産省告示第千百三十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成十九年十月十一日農林水産省告示第千二百二十五号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一～二百十七　（略）	一～二百十七　（略）
二百十八　旧グリーン鹿児島農業協同組合　鹿児島県鹿児島市小川町二十七番十七号　平成十八年三月　平成三十年二月	二百十八　グリーン鹿児島農業協同組合　鹿児島県鹿児島市小川町二十七番十七号　平成十八年三月
二百十九～三百六十七　（略）	二百十九～三百六十七　（略）
三百六十八　旧かごしま中央農業協同組合　鹿児島県鹿児島市堀江町十九番一号　平成二十一年三月　平成三十年二月	三百六十八　かごしま中央農業協同組合　鹿児島県鹿児島市堀江町十九番一号　平成二十一年三月
三百六十九～五百六十八　（略）	三百六十九～五百六十八　（略）
五百六十九　鹿児島みらい農業協同組合　鹿児島県鹿児島市小川町二十七番十七号　平成三十年三月	（新設）

○農林水産省告示第千百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市河内町字鶴一九三一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字杉山字黒豆一一の三、一三の一から一三の五まで、一四の四から一四の九まで、一四の一三から一四の一九まで、二二の一、二二の二、二三、二四、三一の一から三一の九まで、字川原二六五の一、二六五の三、二六五の一一から二六五の一七まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字杉山字黒豆一一の三、一三の一から一三の五まで、一四の四から一四の九まで、一四の一三から一四の一九まで、二二の一、二二の二、二三、二四、三一の一から三一の九まで、字川原二六五の一、二六五の三、二六五の一一から二六五の一七まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福島県いわき市平中山字諏訪下一二四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊東市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県熱海市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び熱海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健